

平成27年度 花きの輸出拡大方針

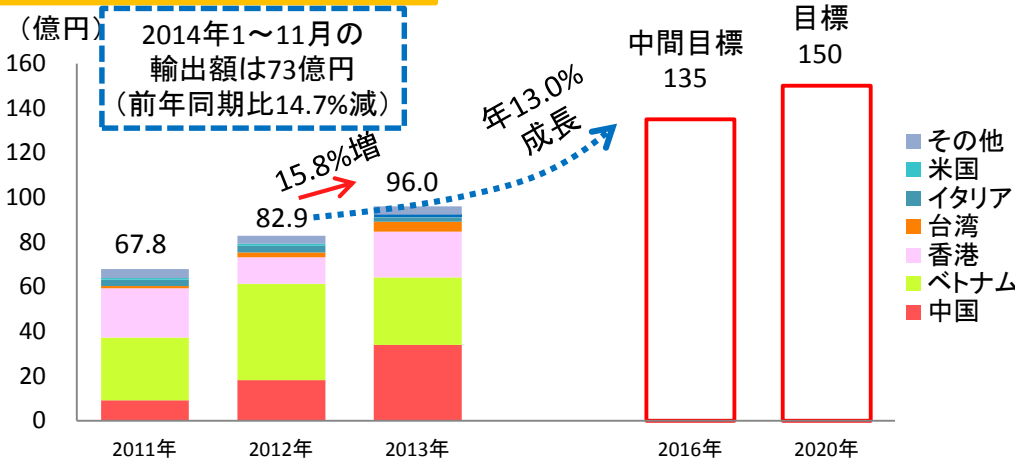
平成27年1月

農林水産省

平成27年度 花きの輸出拡大方針

花きのオールジャパンでの輸出拡大のため、花きの輸出団体を定め、この輸出団体は、農林水産省やJETROからのサポート等を活用しつつ、花きのジャパン・ブランドの確立に向けた取組方針の策定、日本産花きのPR、海外マーケット調査、輸出環境課題の調査・分析、産地間連携の推進に取り組む。

輸出の現状



重点国・地域

○植木・盆栽

【新興市場】 EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国

○鉢もの

【新興市場】 シンガポール、ロシア、トルコ

【安定市場】 中国、香港

○切り花

【新興市場】 シンガポール、カナダ、EU、ロシア、トルコ

【安定市場】 米国、香港

輸出戦略上の対応方向※

【植木・盆栽】

海外からのバイヤー招へいや見本市等を通じ、新たな輸出品目を開拓

輸出拡大方針

【植木・盆栽】

- 輸出事業者は、JETRO等を通じた海外バイヤーの招へい、見本市への出展、国内商談会への参加等を通じ、イヌマキ以外の植木・盆栽等も含め新たな輸出品目のプロモーションを行う。
- 全国花き輸出拡大協議会、輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)において、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。
- JETROは、見本市へのジャパンパビリオン出展や海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催、輸出に必要な手続きの情報提供等を行う。
- 全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。
- 全国花き輸出拡大協議会は、植木の線虫対策として栽培段階から計画的に予防する手法について、情報の収集・共有、新たな技術開発や実証研究に向けた働きかけ、セミナー等を通じた輸出事業者への啓発を図る。

平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

【鉢もの・切り花】

産地間連携による年間を通じた安定的な供給体制の整備

【鉢もの・切り花】

- 輸出事業者は、産地間連携、ジャパン・ブランド育成に向け互いに連携できる点を引き続き模索する。
- 全国花き輸出拡大協議会は、花の品目ごとに産地・生産者が主体となって連携を図り、品目ごとの輸出促進プランを策定できるよう、産地・生産者に対する意識啓発活動を行う。
- 全国花き輸出拡大協議会は、花きの検疫・通関が円滑に進まないと思われる国の検疫・通関手続きについて調査し、対応方法を検討する。(再掲)

【鉢もの】

品種識別技術の開発等、知的財産権の保護強化

【鉢もの】

- 農林水産省は、品種識別技術の実用化を図る取組支援、また、アジアをはじめ海外の国々における国際基準に基づいた植物品種保護制度整備への支援を継続して行う。
- 全国花き輸出拡大協議会は、世界でのマーケットを視野に入れた育成者権取得の戦略(米国から先に取得する等)の重要性等、鉢物輸出に必要な権利保護の啓発等を引き続き行う。

【切り花】

統一規格やロゴ等によるジャパン・ブランドの浸透

【切り花】

- 全国花き輸出拡大協議会は、多岐にわたる日本の花を共通で宣伝するための統一ロゴの制作及び活用方法について検討する。
- 全国花き輸出拡大協議会は、日本花き取引コード普及促進協議会と連携して、日本花き取引コード(JFコード)を活用した日本産花きのPRを図る。

平成27年度 花きの輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

【切り花】
見本市の開催等による花文化と併せた効果的な発信

【切り花】

- ・輸出事業者は、ジェットロ等を通じ、切り花輸出先として有望な国地域での見本市への参加、海外バイヤーを招へいた国内商談会等への参加により、プロモーションを行う。
- ・農林水産省は、4月～7月頃の花きのプロモーション活動に対しても支援できるよう手続きを円滑に進める。
- ・輸出事業者、農林水産省は、2016年アンタルヤ国際園芸博覧会への出展に向けた準備を進める。
- ・全国花き輸出拡大協議会及び輸出事業者は、2017年世界盆栽大会(さいたま市)が、植木・盆栽をはじめ鉢もの及び切り花についてもPRできる機会となるよう連携を図る。(再掲)
- ・ジェットロは、切花輸出先として有望な国・地域の見本市へのジャパンパビリオン出展や、海外バイヤーを招聘した国内商談会の開催等を行う。

【切り花】
長時間輸送に耐えうる鮮度保持技術の開発・普及

【切り花】

- ・輸出事業者は、鮮度保持を可能とするコールドチェーンに関する技術的検証を行う。
- ・全国花き輸出拡大協議会は、花きの生産者及び輸出業者に対して、輸出を見込んだ国内生産・流通体制の検討を促す。
- ・全国花き輸出拡大協議会は、試験研究機関及び種苗会社等との情報共有を図る。

その他

【鉢もの・切り花】

- ・農林水産省は、平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の趣旨を踏まえ、種苗法の特例(品種登録の出願料及び登録料の減免措置)を活用した海外で好まれる花色や長時間輸送に耐えうる耐病性等を有する新品種の育成を促進するため、育種関係者に対して当該特例に関する周知・助言を行う。